

南相馬市復興推進計画（案）

令和7年12月 日
福島県南相馬市

1. 計画の区域

南相馬市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けた。加えて、福島第一原子力発電所事故の影響により、14年以上経過した今も2,500人を超す住民が市外において避難生活を強いられるとともに、ALPS処理水の海洋放出等による事故の風評は、特に農林水産物といった本市を代表する産業に直接的な被害を与えるとともに、地域経済や市民生活に不安を生んでいる状況にある。

このような中で、福島県産鶏卵の市場拡大により風評被害の払拭を図るため、本市の地勢や産業、地域資源等を活かして、被災地等における鶏卵農場の復興拠点となりうる鶏卵配送センターを新築するとともに、地域からの雇用を促進することは、市の復興のために必要な事業である。

前述の施設整備を支援することにより、南相馬市の飲食料品卸売業の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

南相馬市の飲食料品卸売業の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である飲食料品卸売業を行う企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市の中核的事業者である株式会社フクベイフーズ（以下「対象事業者」という。）に対し、原町区信田沢地区において、鶏卵配送センターを新築するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における飲食料品卸売業は、市内の卸売業、小売業における売上高で第5位となる中核的な産業である。また、本事業は、本市における飲食料品卸売業の売上高の約49%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するもので

あり、22人の新規雇用を創出することが見込まれる。

したがって、本事業を支援することで計画の目標に掲げた「南相馬市の飲食料品卸売業の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行
株式会社七十七銀行
株式会社常陽銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、現在、鶏卵、食肉及び自社開発惣菜等の製造販売を行っており、本計画と同業態の事業を展開していることから、原料卵の仕入れ先及び販売先について既存のネットワーク及び事業ノウハウを有している。

こうした中、本計画の実施により、対象事業者が本市に鶏卵配送センターを新設することは、福島県産鶏卵の市場拡大及びそれに伴う風評被害の払拭、新たな雇用創出と地域経済の活性化が期待される。また、飲食料品卸売業の活性化と雇用機会の創出に結びつくものであり、本市復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、株式会社東邦銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。